

# 「宗教シンボル禁止法」と＜男女平等＞の 係争化への一考察 ——イスラムのスカーフは「女性への抑圧」か

岩下 曜子

## 1. はじめに

政教分離法(1905)<sup>1</sup>から 100 周年を記念するフランス共和国では、憲法第一条に規定されるライシテが、<sup>2</sup>公教育における少女の「イスラムのスカーフ」<sup>3</sup>着用の是非をめぐる、国民的論争となった。「ライシテはイスラムと両立可能か」、「スカーフ着用は、＜男女平等＞の原則に反するか」、「＜イスラムへの帰属＞はコミュニタリズムを促し、一にして不可分の共和国を分離させるのではないか」<sup>4</sup>など、第二位の宗教となったイスラム教を前に、ライシテの再定義を必要とした。<sup>5</sup>2004 年には、公立学校における「これみよがし」な宗教的標章オスタンシブルの着用を禁止する「宗教シンボル禁止法」<sup>6</sup>が制定された。

80 年代以降、「移民」<sup>7</sup>・「郊外」<sup>8</sup>・「イスラムの可視化」が問われたフランスでは、統合政策に着手した。この背景には、政府の移民政策がある。「栄光の 30 年間」という経済の成長期、かつての植民地であったマグレブ諸国から、<sup>9</sup>男性が単身でフランスへと渡り、戦後復興に貢献した。その後、石油危機により新規移民の受け入れを停止した一方、これまで流入した「移民」には家族再統合(1974)を認めた。こうして、「単身男性労働者のムスリム」は「家族のムスリム」へと変化する。そして今日では、出生地主義により、フランス国籍を取得した第二世代の＜宗教への帰属＞が、＜民族への帰属＞と混同されて、「個」から成る普遍的市民に矛盾するのではないかと疑われている。

2003 年、シラク大統領は、病院や公立学校などの公的空間における「イスラム問題」へ対応するため、ライシテの適応を考える「スタジ委員会」<sup>10</sup>を創設した。「宗教シンボル禁止法」制定の必要性を示したこの委員会は、「イスラムのスカーフ」を「コミュニタリズム」の象徴とし、また＜男女平等＞に反する「女性への抑圧」とした。しかし、第二世代の多くは、世俗化の傾向にあり、法制

定とスカーフ着用の現状は矛盾する。<sup>11</sup>

そのため、「スカーフ禁止法」とも呼ばれるこの法律は、「イスラムのスカーフ」を標的にし、差別したという批判がある (Delpy, 2006)。また、スカーフ着用のムスリム少女を公教育から排除する制度の確立は、「共和主義的原理主義」の思想と批判された (Baubérot, 2006)。<sup>12</sup>

本稿では、1989年のクレイユの「スカーフ事件」と2003年からの「第二次スカーフ論争」を経て、「宗教シンボル禁止法」へと至る過程を考察する。まず、第二世代とライシテについて概観し、公教育におけるスカーフ論争の変遷を追う。次に、〈男女平等〉の係争化の考察のため、「性差別のエスニック化」を指摘する。そのうえで、アルジェリア植民地における「イスラムのスカーフ」について考える。本稿の目的は、「宗教シンボル禁止法」の制度化と〈男女平等〉の係争化の相関関係を明らかにすることである。

## 2. 第二世代とは誰か

本稿で扱う第二世代のムスリム女性は、フランス国籍取得者である。フランスには、トルコ、サハラ以南アフリカ、アラブ圏出身のムスリムも暮らす、ここでは特に問題視されるマグレブ女性を取り上げる。

彼女たちは「ブレット」<sup>13</sup>・「ムスリム女性」・「移民出自の若者」と呼ばれるが、これらの想念は基本的に同一視される。社会学者の Khosrokhavar (2004: 45)が、「マグレブ女性の象徴は、日常生活のなかで異邦人として経験される」と述べた様に、「生粋のフランス人 (français de souche)」とは区分されている。また、彼女たちの〈イスラムへの帰属〉は、マグレブ諸国の「伝統」と捉えられることが多く、フランスの現代性とは対比されている。

しかし、国立人口学統計所 (INED) の研究者 Tribalat (1995) は、第二世代の多くは社会的・経済的排除、差別といった点で大多数のフランス人から分離しているが、言語運用能力などの文化面ではフランス文化に同化し、出身国の文化を失いつつあるという。<sup>14</sup>社会学者の Sayad (2006) が「非合法的子どもたち (Les enfants illégitimes)」と第二世代を形容したように、出生国にも、出身国にも、行き場のない若者たちの姿が想起される。

後述するクレイユの「スカーフ事件」を機に、はじめて第二世代の少女は公的な議論の主題に登った。Khosrokhavar (2003) は彼女たちのスカーフ着用を「修理されたスカーフ (Un foulard bricolé)」とし、「共和国の価値」と「家庭

(出身国)の価値」を往来し、ある時はスカーフを被らず、ある時はスカーフを被るという手さぐりの状況にある若者を示している (Le Nouvel Observateur, 15 mai 2003)。

では、ライシテを遵守する共和国の学校で学ぶ少女たちが、なぜスカーフ着用を選ぶのか。少女たちの<イスラムへの帰属>を、フランス社会への統合の拒否とみなすべきなのだろうか。

### 3. ライシテの三つの時期

ライシテの専門家であるボベロは、ライシテの概念を「脱宗教化 (laïcisation)」と「世俗化 (sécularisation)」に分類した。前者は法律によってライシテに基づく公教育や政教分離が制度化される過程を示し、後者は市民社会と文化・習慣において宗教の影響が減退する過程を示す。

さらに、ボベロは「脱宗教化」の段階を、次の三つに分類する。第一段階は、フランス革命期で1789年の「人と市民の権利宣言」と翌年の「聖職者民事基本法」に関する聖職者の公務員化に始まり、1801年のナポレオンによる教皇庁との政教条約 (コンコルダート) と翌年から1808年にかけて整備された公認宗教制にいたる時期である。この制度化は宗教上の多元性を容認した (Baubérot, 2007: 5-26)。第二段階は、第三共和制前半で、1881年から1882年のジュール・フェリー法による公教育の脱宗教化から1905年の政教分離にいたる時期である (ibid, 57-70)。第三段階は、1989年のイスラム・スカーフ事件に象徴される宗教的アイデンティティの前景化という新しい状況下で、ライシテが再定義を迫られている時期である (ibid, 107-124)。

ここではボベロの「脱宗教化の第三段階」を、①クレイユの「スカーフ事件」からジョスパンの通達とバイルーの通達まで、②サルコジ内相による身分証へのスカーフ着用の禁止からアンリワロン高校退学事件、そして「宗教シンボル禁止法」制定までとし、考察を進める。

## 4. イスラムのスカーフ論争

### 4.1 クレイユの「スカーフ事件」とく信教の自由>

第一次スカーフ論争は、オワーズ県クレイユの中学校に「イスラムのスカーフ」を着用して登校した三人の女生徒が、教室への入室を拒否され、その後、退学処分へと発展した事態に由来する。<sup>15</sup>

ライシテの公立学校に宗教的標章を持ち込んだ学生への対応をめぐり、1989年11月27日、コンセイユ・デタ（国務院）は、学校における宗教的標章の着用はそれ自体がライシテに反するものではないが、これみよがしな場合には、強制的勧誘や無秩序などの要因となり、ライシテに抵触すると判断した。<sup>6</sup>ジョスパン国民教育相は、コンセイユ・デタの意見をもとに、スカーフ着用を強制によって禁止するのではなく、対話によって解決する方針を示した。そして、宗教の宣伝活動にあたらぬ範囲で、少女によるスカーフ着用の実践を個人による<信教の自由>と認めた。<sup>7</sup>しかし、この処置に対して、五人の知識人は「共和国のミュンヘン」と批判した。<sup>8</sup>

イスラムのスカーフを許容する。（中略）それは議論もなくスカーフ着用を決めた者に、文句も言わず、ただ従うことを示す。

（中略）女性の抑圧を示すイスラムのスカーフを許可することで、あなたは父親や兄弟、つまり世界中で最も耐えがたい家父長制へ花押を与えている（Le Nouvel Observateur, 2 au 8 novembre 1989）。

1994年、バイルー国民教育相は、ジョスパンの通達と基本方針を変えず、生徒との対話を重視し、アニファ・シェリフィを学校側と生徒との仲介役に任命している（Le Nouvel Observateur, 15 mai 2003）。

## 4.2 第二次スカーフ論争と<男女平等>

一度沈静化したスカーフ論争ではあったが、2003年4月、サルコジ内相が身分証にスカーフ着用の写真の使用を禁止したことから、再び論争となる。<sup>9</sup>同年11月、オベルピリエのアンリワロン高校から二人の姉妹がスカーフ着用を理由として退学となり、この事件を機に、公教育のライシテの問題は再燃した。<sup>10</sup>

しかし、公立学校におけるスカーフ着用者との対話の件数は、2002年度、150件である。1994年度は3000件であり、学生によるライシテの遵守は安定していた。つまり、スカーフ論争の再燃は、公教育の「世俗化」の傾向と矛盾していたのである（Le Nouvel Observateur, le 15 mai 2003）。

そして、第二次スカーフ論争では、「ライシテの擁護は男女平等の擁護である（Badinter, 2003: 92）」と特徴づけられて、もはや個人の<信教の自由>を争点としない。フェデラ・アマラを代表とする「売女でもなく、忍従の女でもなく（Ni pute Ni soumise、以下 NPNS）」による「平等を求め、ゲッターに反対す

る街区の女たちの行進(2003)」が注目され、スタジ委員会の議論が進展する頃から、この運動は「スカーフ着用の強制から女性を解放する」という性格を帯びはじめた。

Badinter(2003)は、「NPNS の発言を聞いて下さい。家族・宗教・文化に支配されるものから私たちを解放して下さい。私たちの希望は、他の人々と同様にフランス人女性になることです。共和国の価値を手にして下さい。学校にヴェールなし！(Le Nouvel Observateur, le 19 juin 2003)」と、NPNS を支持した。そして、2003 年のフランス革命記念日に、NPNS は政府の支援を受けて、反スカーフキャンペーンを行った。

## 5. ＜男女平等＞の係争化

### 5.1 家父長制と性差別主義—「性差別のエスニック化」

第二次スカーフ論争では、「イスラムのスカーフ」着用は「女性への抑圧」の象徴となる。そして、この性差別は移民の出身国と関連づけられたが、なぜ家父長制が性差別主義をめぐる争点となったのか。<sup>2</sup>

スカーフ着用の強制。(中略)妻や娘は、夫や父親の意に従う者として、また「時代遅れな」慣習アルカイックに対し反抗する者として描かれ、「被害者」になった。

(中略)性差別は、「アラブ文化」・「ムスリム女性」・「アラブ男性」・「ムスリム男性」の特徴であり、移民の父親やフランスで生まれた息子の問題とされて、彼らの気質は生粋の性差別主義者として描かれた(Hamel, 2006: 43-45)。

そして、＜男女平等＞は「モダニズム」の証明となり、「家父長的な」父親や兄弟の暴力からムスリム女性を共和国的価値へと誘うことが課題となった。Geisser(2003: 11)は、「アラブ系ムスリムの若者に烙印が押される際には、アラブ(民族)とイスラム(宗教)が同時に組み合わせられる」という。「イスラムのスカーフ」着用を強いる性差別は、「アラブ」・「イスラム」の特徴と描かれて、性差別はエスニック化されたのであった。

### 5.2 アルジェリアの植民地化とイスラムのスカーフ

上述のように、性差別の温床は、「移民」の出身国の家父長制にあると描かれたが、では、植民地における「イスラムのスカーフ」はどうであったのか。

ライシテの父ジュール・フェリーは「文明化の使命」を掲げ、「アルジェリアの政府(Le Gouvernement de l'Algérie, 1892)」のなかで、「アルジェリアを本国風に同化せよ、彼らに同じ制度、同じ立法・政治体制を与えよ、(中略) それこそがフランス精神へと誘う有効な手法である(Robiquet, t. VII: 291)」と述べている。このように当初、フェリーはライシテをアルジェリアに適応する意図をもっていたが、反教権主義は輸出品ではないとの批判からその意向を断念した。

一方で、植民地行政はモスクを通じて、ムスリム人口の管理に着手する。Baubérot(2007: 86-87)によれば、「かつての公認宗教の聖職者には公職手当が与えられ、国家はイスラム教の聖職者にも俸給を支払いつづけることで監視の権利を確保していた」という。また、現地のムスリムがフランス市民となるためには、ムスリムの「個人的地位」<sup>スタチュ・ベルソネル</sup>を諦めることが必要条件であった。1903年にアルジェリア法廷に出された判決のなかには、「キリスト教徒のムスリム現地人」という表現がある(ibid, 86-87)。当時、「宗教」と「民族」は混同され、宗教はエスニック化されていたのである。

また、Fanon(1959: 13-49)は「アルジェリアが明らかになる(アルジェリアがヴェールを脱ぐ)(L'Algérie se dévoile)」のなかで、こう述べている。

植民地行政の計画のなかで、アルジェリア男性を覆す任務は女性にあった。女性に外国の価値を獲得させる。(中略)それは同時に、男性の権力を征服することであり、(中略)アルジェリア文化を解体することであった。(中略)支配者が女性を<救う>とは、ヴェールを脱ぐことを、象徴的に意味した(ibid, 17-21)。

開拓者の手により、スカーフはアラブの代表となる。そして、「スカーフを脱ぐ」ことが<解放>された女性の象徴となった。植民地支配は<解放>への闘争とされ、スカーフ着用は係争化の道具へと低められた。Fanon(1959: 44)は、「植民地行政はアルジェリア女性の西洋化キャンペーンを行った。(中略)ヴェールを脱いだ女性に対して、<アルジェリアのフランス人万歳！>と叫びを上げた」と述べている。

### 5.3 「宗教シンボル禁止法」—<解放>というメタファー

スタジ委員会は「宗教シンボル禁止法」制定について、「イスラムのスカーフ」

は「女性への抑圧」であり、共和国原則の<男女平等>に反することを理由に、ライシテの再定義の必要性を述べた(Le Monde, le 12 décembre 2003)。

この委員会は、スカーフ着用に反対する NPNS や『ヴェールはもう沢山!(Bas les voiles!, 2003)』の著者ジャヴァンへの聞き取りを重視し、スカーフ着用禁止派の声を先導した。しかし、イランからフランスへ移住したジャヴァンの声は、イスラム革命後のスカーフ着用の強制というイランの経験が基になっており、フランスの第二世代のスカーフ着用の現状に基づいているのではない。

また、この委員会はスカーフ着用者への聞き取りを原則的に拒否し、スカーフ着用の意味や動機に関する調査を遂行していない(Delphy, 2006: 63)。スカーフ着用者への聞き取りは、『ひとりは被り、もう一人は被らない(L'une voile, l'autre pas, 2003)』の著者サイダ・カダとその友人に限られた。さらに、スタジ委員会が聞き取りを行った 160 名のなかには、<男女平等>を推進させるパリテ委員会のメンバーや女性学の専門家はいない。「女性の権利の国際団体(Collectif national des droits des femmes: CNDF)」はこの委員会の見解に、<信教の自由>としてのスカーフ着用は普遍だと述べた。

なお、委員会設立の年、公立中学校・公立高等学校でのスカーフ着用者数は 1254 名、全体の 1%以下であった。1994 年度のスカーフ着用者数は 2000 名であり、スカーフ着用者は減少していた(Laurence et Vaisse, 2007: 202)。ライシテの再制度化と公教育におけるスカーフ着用の実態は矛盾した。しかし、「宗教シンボル禁止法」は、スカーフ着用の女性を<解放>するというメタファーを帯びる。そのため、スタジ委員会が<不問>にした当事者の言葉に耳を傾ける必要がないだろうか。

「私のスカーフ着用は<信教の自由>の選択である。職場ではスカーフをしないため、同僚は私のスカーフ着用を知らない。(中略)「宗教シンボル禁止法」が制定されてから、私はイスラムを守りたいと思うようになった。ユダヤ教、キリスト教、イスラム教は一神教であり、礼拝時に髪の毛を覆うスカーフ着用は普遍的であろう。しかし、イスラムだけが否定的イメージを喚起する。スカーフの抑圧に苦しむ女性を救うと言うけれど、それは誰のためなのか。」<sup>23</sup>

## 6. 結び

イスラムのスカーフ論争は、政教分離法 100 周年というライシテの継承にあ

たり、共和国の集合的<記憶>を問うものであった。「宗教シンボル禁止法」の制度化を通して、ライシテは再定義されたが、それは公教育の「世俗化」と矛盾しながら進行したために、ライシテの価値は「聖なるもの」へと高められる必要があった。

その「聖なるもの」へと転換させた装置が、イスラムのスカーフの着用は<男女平等>に反するという議論である。ここでは、<宗教(イスラム)>と<民族(アラブ)>を混同させたため、スカーフ論争における<信教の自由>を不可視化させることに成功した。また、89年以降のスカーフ論争でみられたスカーフ着用からの<解放>というレトリックは、アルジェリア植民地の女性の<解放>と平行に映る。つまり、<男女平等>の係争化は、アルジェリア植民地において文化の解体を意味したことを想起したい。

スタジ委員が<不問>にした第二世代のムスリム少女のスカーフ着用の意味は、<信教の自由>の観点から、問い直されるべきではなかろうか。ライシテは宗教の共生を可能にする原理であり、すべての者に<信教の自由>を保障する挑戦なのだから。

なお、イスラムのスカーフ問題を一論文で扱うには限界があった。本稿は、スカーフ問題の考察へ有効な視点を立てようとする試みである。今後の課題として、①スタジ委員会の報告とそれをめぐる議論の精密な考察、②「修理されたスカーフ(Un foulard bricolé, Khosrokhavar 2003)」の着用の意味の精密な検討、③ライシテと市民宗教の歴史的議論やマヨット島のムスリムの地位についての研究、を進めたい。

## 注

- 1 正式名称は「教会と国家の分離に関する1905年12月9日の法律」。一条において、「良心の自由(個人的)」と「礼拝の自由(集団的)」を定め、二条において、宗教の公認の禁止と宗教活動への公的補助金の禁止を定める。憲法への記載は、第四共和制憲法(1946)を初めとし、第五共和制憲法(1958)へと引き継がれ、「共和国はあらゆる信仰を尊重する」と加えられた。
- 2 ライシテ(laïcité)とは、国教を立てることを禁じ、複数の宗教間の平等と宗教の自由を保障する宗教共存の原理である。公私二元論をとり、公的空間において宗教的中立を遵守し、私的空間において「信教の自由」を認める。この原理は、フランスの普遍的市民権の基本となる。しかし、宗教の<私有化>には限界もある。フランスのライシテは、アンシャンレジーム期の宗教の祭日が「市民の祭日」となり、共和国の暦を刻む。また例外として、アルザス・ロレーヌには、コンコ



ルダートと公認宗教制が残っている。フランス海外領のマヨット島ではムスリムの個人的地位が適用されている。

- 3 フランス語では「フラール(le foulard)」・「ヴォワル(le voile)」と呼ばれる。本稿では「スカーフ」の語彙を使用するが、引用文は原文のまま用いる。本来、スカーフ着用の慣習は、アラビア語でヒジャーブ(hijab)と呼ばれる。この語は、幕を意味し、空間と空間の仕切りであり、布自体を意味しない。
- 4 「コミュニタリズム(共同体主義:communautarisme)」は、1980年代から移民などの民族コミュニティがそのアイデンティティを排他的に維持し、自文化の承認を要求するといった自民族中心主義を批判的に指す意図から使用された。プチロベールの定義(2003)には、「統合を犠牲にして、ひとつの国家を分裂させることが可能な共同体(民族、宗教、文化、社会福祉)の形成を発展させるシステム(制度、装置)」とある。
- 5 フランスでは市民のエスニックな属性を調査しないため、公的統計はない。ここでは研究者の調査から概数を把握した。以下、イスラム教徒の出身別による概数である。マグレブ諸国出身者 290 万人(アルジェリア 150 万人、モロッコ 100 万人、チュニジア 35 万人) トルコ共和国出身者 35 万人、アフリカ出身者 25 万人(Couvreur et Jeusset, 1998: 13)。そのほか、ユダヤ教徒約 100 万人、仏教徒 70 万人から 80 万人の宗教マイノリティがいる(J. Costa-Lascous, 2004: 54)。
- 6 正式名称は「2004年3月15日の法律」。本稿では、「宗教シンボル禁止法」とする。ライセンス原則に従い、公立学校において「これみよがしな(ostensible)」宗教的標章の着用を禁止した。イスラム教のスカーフ、ユダヤ教のキツパ、キリスト教の大きなクロスが対象となる。ヨム・キプル(ユダヤ教)とアイデウ・エル・ケビル(イスラム教)の宗教祭が新たに祝祭日に加えられた。
- 7 フランス国立統計経済研究所(INSEE)の定義によれば、外国で生まれフランスに移住した人を指す。第二世代の若者は、フランス国籍取得者であり、移民ではない。しかし、外見上の違いから、「移民」とされる傾向にあるため、本稿では括弧つきで用いる。
- 8 フランスの文脈で「郊外(banlieue)」は地理的概念ではなく、「移民」が暮らす低家賃集合住宅(HLM)といった「否定的」イメージを喚起する。
- 9 北アフリカのアルジェリア、モロッコ、チュニジアを指す。特に、植民地下のアルジェリアはフランスの海外県であって、1962年の独立まで約130年間にわたり支配を受けた。
- 10 2003年7月、ベルナール・スタジを議長に「共和国のライセンスの原則を考える委員会」が発足した。
- 11 フランスの世論調査機関 IFOP が 2003 年 11 月 21 日から 29 日の間、クォーターメソッドにより、18 歳以上の女性インフォーマント 300 人を対象にした調査によれば、81%の女性はスカーフ着用をせず、14%が規則的に着用すると答えている(Le Monde, 17 décembre 2003)。
- 12 ボベロはスタジ委員会のメンバーであり、唯一の棄権票を投じた人物である。13 「ブレット(beurettes)」は「ブール(beurs)」の女性形名詞である。マグレ

ブ出身の両親から生まれた第二世代の女性を意味する。男性は「ブール」と呼ばれる。アラブを逆さ読みしたもので、80年代以降、パリ郊外の若者が自らを呼びはじめた。14 CAPあるいはBEPのディプロマをもつ20歳から29歳の男性・女性で、両親がアルジェリア出身のフランス人の若者の失業率は39%・36%である。一方、同等のディプロマ取得者で両親がフランス人の男性・女性の失業率は10%・20%である。アルジェリア移民の若者の失業率はフランス人の4倍となる(Tribalat, 1995: 176-177)。

- 15 二人のモロッコ出身者とチュニジア出身者である。
- 16 <http://www.conseil-etat.fr> 参照。
- 17 Circulaire du 12 décembre 1989.
- 18 エリザベート・バダンテール、レジス・ドゥブレ、アラン・フィンケルクロート、エリザベート・ド・フォンネー、カロリーヌ・キンツラーは、ミュヘン会談(1938)で、英仏がこれ以上領土要求を行わないことを条件に、ヒトラーにチェコのズデーデン地方の併合を認めた宥和政策への教訓を喚起した。
- 19 長らく代表機関が存在しなかったイスラム教についても、2003年に「フランス・イスラム教評議会(CFCM)」が設置された。
- 20 姉妹の父親はユダヤ系弁護士であり、無神論者である。母親はムスリムだが、宗教実践をしない。
- 21 スカーフ着用の強制に加えて、強制結婚、処女性崇拝など、移民出身男性の性規範が問題化された(Hamel, 2006, 2005)。
- 22 おもに私的領域において、個々人を規定する様々な要素(伝統、宗教、家系など)。植民地下において、アルジェリアの現住民はこれを理由にして参政権を拒否された。
- 23 2008年、筆者がリヨンで行った調査の一部である。1987年設立のUJM(Union des Jeunes Musulmans)のムスリム女性を対象に聞き取りを行った。

### 主要参考文献

- AMARA, Fedela, *Ni putes ni soumises*, Paris: La Découverte, 2003.
- BADINTER, Élisabeth, « La victimisation est aujourd'hui un outil politique et idéologique », in *L'ARCHE*, No.549-550, novembre-décembre, 2003.
- , « Une prospective pour l'an 2000 », in *Femmes et contre-pouvoirs*, 1987, pp.207-217.
- BAUBÉROT, Jean, *HISTOIRE DE LA LAÏCITÉ EN FRANCE*, Paris: PUF, 2007.
- , *L'INTÉGRISME RÉPUBLICAIN CONTRE LA LAÏCITÉ*, Paris: L'Aube, 2006.
- COSTA-LASCOUX, Jacqueline, « Laïcité et Service public: la passion de l'égalité », dirigé par Jean BAUBÉROT, in *LA LAÏCITÉ À ÉPREUVE*, Religion et liberté dans le monde, Paris: UNIVERSALIS, 2004, pp.53-71.
- COUVREUR, Gilles, et Gwénoél JEUSSET, *Musulmans de France. Diversité, mutation et perspective de l'islam français*, Ivry-sur-seine: LES ÉDITIONS DE L'ATELIER, 1998.

- DELPHY, Christine,, « Antisexisme ou antiracisme ? Un faux dilemme », in Nouvelles Questions Feministes, Vol.25, No.1, 2006, pp.59-80.
- DJAVANN, Chahdortt, Bas les voile !, Paris: Gallimard, 2003.
- FANON, Frantz, L'an V de la révolution algérienne, Paris: Éditions FRANÇOIS MASPERO, 1959.
- GEISSER, Vincent, La nouvelle islamophobie, Paris: La Découverte, 2003.
- HAMEL, Christelle, « La sexualité entre sexisme et racisme : les descendantes de migrant-e-s du Maghreb et la virginité », in Nouvelles Questions Feministes, Vol.25, No.1, 2006, pp.41-58.
- , « De la racialisation du sexisme au sexisme identitaire », in Migrations Société, Vol.17, No.99-100, mai-août, 2005, pp.91-104.
- LAURENCE, Jonathanm et Justin VAISSE, INTÉGRER L'ISLAM, La France et ses musulmans, enjeux et réussites, Paris: Odile Jacob, 2007.
- ROBIQUET, Paul, Discours et opinions politiques de Jules Ferry, t.VII, Paris: A.Colin, 1885-1893.
- SAYAD, Abdelmalek, L'immigration ou les paradoxes de l'altérité, 2. Les enfants illégitimes, Paris: RAISONS D'AGIR, 2006.
- TRIBALAT, Michèle, Faire France, une enquête sur les immigrées et leurs enfants, Paris: La Découverte, 1995.
- ZEHRAOUI, Ahsène, « Images de l'Autre : La population d'origine maghrébine au regard de la société française », in Migrations Société, Vol.9, No.54, novembre-décembre, 1997, pp.7-20.
- Un voile sur la discrimination, Le Monde, le 17 décembre 2003.
- DOCUMENT LE RAPPORT DE LA COMMISSION STASI, Le Monde, le 12 décembre 2003.
- Le Nouvel Observateur, le 19 juin 2003.
- Le Nouvel Observateur, le 15 mai 2003.
- Le Nouvel Observateur, du 2 au 8 novembre 1989.

#### 謝辞

本論文の執筆にあたり、名古屋大学大学院国際言語文化研究科国際多元文化専攻教授飯野和夫先生には、指導教授として丁寧かつ熱心なご指導を賜りました。フランス留学での充実した日々を過ごさせて戴いておりますのも、常日頃、先生から学問研究を志す者がとるべき姿勢やフランス現代社会の動向をご教示戴いているお陰であります。ここに心より感謝の意を表すべく、謹んでお礼申し上げます。また、同専攻教授田所光男先生には副指導教授としてご指導戴き、ゼミナールではフランスのマイノリティ研究への視座を深める機会を賜りました。数々の有益なご討論を戴きましたこと、深く感謝の意を表します。